

議事要旨(3) 無形資産に関する検討(耐用年数の確定できない無形資産の減損)について

冒頭、新井副委員長(専門委員長)より、開発費の取扱いについては事務局で今までに出された意見を踏まえた対応案を引き続き検討している段階であり、本日は耐用年数を確定できない無形資産の減損について審議を行いたい旨の説明があった。続いて紀太専門研究員より、当該無形資産の減損テストを每期行う場合の詳細な規定(簡便的な取扱い)に関して、審議事項(3)に基づいて具体的な説明が行われた。

ある委員より、今後の検討の方向性(案)には賛成するが、簡便的な取扱いの要件を満たすか否かの確認の一部は、減損の兆候を示す事象の有無の確認と重複すると思われるという意見があった。これに対して、事務局から、減損の兆候がない場合においても簡便的な取扱いの要件を満たさないケースがあることを想定している旨の説明があった。

別の委員より、簡便的な取扱いの要件の一つである「割引前将来キャッシュ・フローが、資産の帳簿価額を下回る可能性が極めて低いこと」をどう示すかについて、現行案では実務対応が容易ではないと思われるという意見があった。これに対して、事務局から、IAS第38号を参考にしたものであるが、実務対応が円滑に行われるよう、検討したい旨の説明があった。

また、別の委員より、耐用年数が確定できない無形資産であっても、減損テストに使用する割引前将来キャッシュ・フローの計算にあたって、耐用年数がある程度見積る必要があるのではないか等の意見があった。これについて、事務局から、耐用年数が確定できない想定の中で減損損失を認識するかどうかの判定にあたっては、現行の日本の減損基準で示されている20年が限度の目安となると考えられる旨の説明があった。

あるオブザーバーより、毎期の減損テストは期末に実施しなくてもよいのかという質問があった。これについて、事務局から、毎期の減損テストは減損の兆候がある場合に加えて実施されるものであり、減損の兆候があれば期末、四半期を問わず減損テストが行われるため、毎期の減損テストが期末に実施されなくても含み損を繰り越すような事態は回避できると考えられる旨の説明があった。

以 上